

パブリックコメント(町民意見の公募)に係る一連の流れ

1 町が政策等の素案を作成します

- ・パブリックコメントの対象となる「政策等」とは、町の基本方針や、町の皆さんに直接影響を与える施策や計画などをいいます。

2 政策等の素案を町の皆さんに公表します

- ・作成する政策等が町の皆さんに公表できる段階になったら、次の二つの方法で公表します。

- ①町ホームページに閲覧資料を掲載します。

https://betsukai.jp/public_comment/paburikku/



- ②町内の各施設に閲覧資料を設置します。

【設置場所】役場本庁舎、各支所、各連絡事務所、その他関係する施設

3 町の皆さんから意見を募集します

- ・募集期間は原則として公表から 30 日以上設けます。
- ・ご意見は書面で提出していただきます。

【記入用紙】閲覧場所に設置している所定の様式をご使用ください。

【記入事項】①ご意見の内容と②住所、③氏名、④連絡先をご記入ください。

町外在住の方は、⑤年齢と⑥勤務先または学校名もご記入ください。

【提出先】担当課窓口への持参、郵送、FAX、Eメール等でご提出ください。

4 政策等について意思決定を行います

- ・提出された意見等を十分に検討し、政策等に対する意思決定を行います。

5 意見に対する町の考え方を公表します

- ・町の皆さんからのご意見と、それに対する町の考え方を町ホームページで公表します。

※住所、氏名、連絡先など、個人情報となる部分は公表しません。

6 政策等の決定を行います

- ・パブリックコメント手続きの他にも、必要に応じて住民意見を取り入れるための審議会や意見交換会を実施し、十分な検討を重ねたうえで政策等の決定を行います。